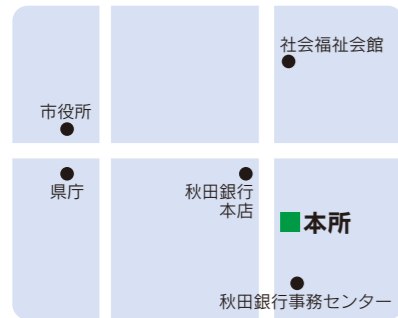


お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



本所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
(秋田県商工会館内)
TEL 018-863-9011 / FAX 018-863-9188

秋田東営業室

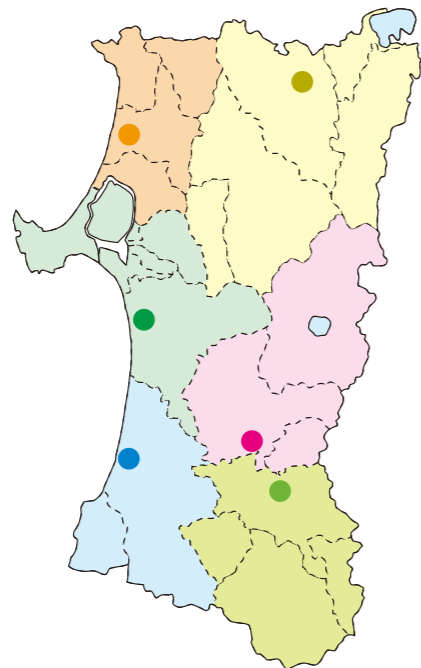
TEL 018-863-9016 / FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に東部)

秋田西営業室

TEL 018-863-9018 / FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に西部)・男鹿市・潟上市
南秋田郡

債権管理室

TEL 018-863-9017 / FAX 018-863-9010



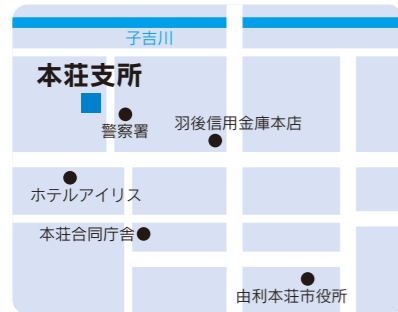
大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281 / FAX 0186-49-2280
担当地域: 大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡



能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377 / FAX 0185-55-2264
担当地域: 能代市・山本郡



本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330 / FAX 0184-22-5332
担当地域: 由利本荘市・にかほ市



大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811 / FAX 0187-63-1812
担当地域: 大仙市・仙北市・仙北郡



横手・湯沢支所

〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361 / FAX 0182-32-2363
担当地域: 横手市・湯沢市・雄勝郡



ごあいさつ

DISCLOSURE 2022



秋田県信用保証協会
会長 堀井 啓一

平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動について広くお知らせするために、ディスクロージャー誌「事業概況令和4年度版」を作成しました。本誌は、当協会の事業全般について記載しておりますので、多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取組に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

新型コロナウイルスの感染拡大は、3年目に入りました。令和4年は、年明け早々、オミクロン株が猛威を振るい、最近では、派生型の「BA. 5」による感染が急拡大しています。

そうした中で、5月下旬には秋田市で「東北絆まつり」が開催されました。また、盛夏を迎え、3年振りに「竿燈まつり」や「大曲の花火」など、数多くの祭りや伝統行事が開催されるなど、「ウィズコロナ」への動きも本格化してきました。

この間、多くの中小企業・小規模事業者が、売上減少などにより、苦境に立たされております。当協会においては、国・県・市町村と連携しながら、「ゼロゼロ融資」などの金融支援に全力で取り組んできました。

今年に入って、コロナの影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻などによる原油高・資源高・諸物価の高騰が、企業収益を圧迫しております。引き続き、金融機関や関係団体と連携し、力強い金融支援ときめ細かな経営支援を行ってまいります。

今後も、コンプライアンス態勢の強化を図りながら、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、中小企業の皆さまへの寄り添った支援を心掛け、一日も早い地域経済の安定と発展に貢献できるよう、役職員一同、力を合わせて取り組んでまいります。皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

目次

DISCLOSURE 2022

信用保証協会とは／秋田県信用保証協会プロフィール	2	信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図	3	秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について	4	信用補完制度について
信用保証のご利用について	6	信用保証の利用について
責任共有制度	8	責任共有制度
信用保証料	9	信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）	10	主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）	12	主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）	14	主な保証制度（市町村制度）
企業支援のための取り組み	15	企業支援のための取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	18	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
創立70周年	19	創立70周年
令和3年度業務実績	20	令和3年度業務実績
事業概況	20	令和3年度業務実績
金融機関別保証状況	21	
業種別保証状況	22	
制度別保証状況	23	
市郡別保証状況	24	
経営者保証を不要とする保証の取扱いについて	25	令和3年度決算報告
令和3年度 決算報告	26	令和3年度決算報告
令和4年度 経営計画について	30	令和4年度経営計画について
個人情報の保護について	34	個人情報の保護について
コンプライアンスについて	36	コンプライアンスについて

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「公的機関」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が**公的な保証人**となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。
- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資（出資金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和4年3月31日現在、県内15,111の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。秋田県の他に、各都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の合計51の信用保証協会があり、全国で約158万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額（保証債務残高）	保証利用度
全国信用保証協会全体	1,583,496企業	41,881,733百万円	44.25%
秋田県信用保証協会	15,111企業	350,889百万円	45.66%

秋田県信用保証協会プロフィール

設立認可	昭和26年4月24日
業務開始	昭和26年8月1日
根拠法	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
基本財産	185億
保証債務残高	3,509億円
保証利用企業者数	15,111企業（県内中小企業者数33,096企業）
保証利用度	45.7%
理事・監事	18名（うち常勤理事4名、常勤監事1名）
職員	67名
事務所	本所 秋田市 支所 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

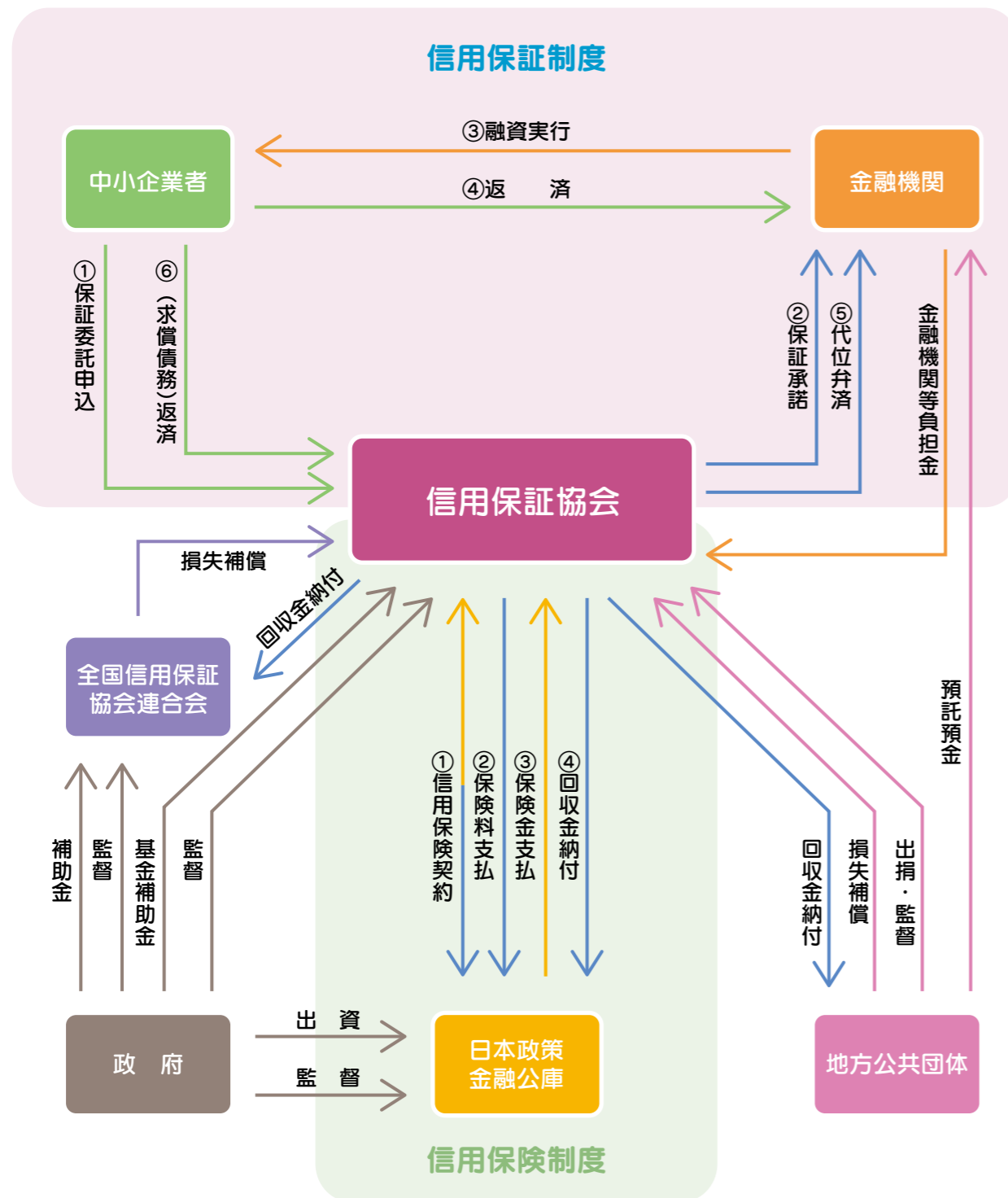
秋田県信用保証協会 役員・組織図



信用保証協会とは
秋田県信用保証協会
役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協同制度）
主な保証制度（市町村制度）
企業支援のための取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
創立70周年
令和3年度業務実績
令和3年度決算報告
令和4年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンス

信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。



信用保証制度のしくみ

- 保証委託申込**
中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。
- 保証承諾**
信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。
- 融資実行**
金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。
- 返済**
中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。
- 代位弁済**
何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。
- (求償債務)返済**
代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

- 信用保険契約**
信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。
- 保険料支払**
信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- 保険金支払**
返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 回収金納付**
中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%~90%（上記③と同じ割合）を日本政策金融公庫に返納します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

□所在地、営業実績…原則として秋田県内に事業所（店舗・事業所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。

□企業規模 …… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業		
旅行業		
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

□業 種 …… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、性風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となっていない業種については、ご利用いただくことができません。また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

□保証限度額 …… 個人・法人 2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）
（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有）

□保証期間 …… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内
（制度保証については、要綱に定める期間）

□資金使途 …… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。
（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象外）

□連帯保証人 …… 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

□担 保 …… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。
但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。
 - ・ 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・ 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
 - ・ 技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・ 今後の成長性、経営計画

- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎ 社会保険料、税金を滞納している
- ◎ 前回の保証条件が不履行となっている
- ◎ 信用保証料が未納となっている
- ◎ 現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
- ◎ 融通手形を利用している
- ◎ 高利借入を利用している
- ◎ 社外へ資金が流出している
- ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。

- ◎ 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
- ◎ 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
- ◎ 競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
- ◎ 暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力には保証の取扱いができません。

不当な資金源獲得活動の温床となりにかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。(金融機関が選択します) ①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績(保証債務平均残高や代位弁済率等実績)に基づき一定の負担金を支払う方式
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%
対象除外制度	次の制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号および6号 ②災害関連保証 ③創業関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証(県・市町村の小口資金など) ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩経営力強化保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合) ⑪事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合) ⑫危機関連保証

<責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図>

①部分保証方式 保証時点 80% 保証部分 / 20% 非保証部分 代位弁済時点 80% 信用保証協会からの代位弁済額 / 20% プロパー分	②負担金方式 保証時点 100% 保証部分 代位弁済時点 100% 信用保証協会からの代位弁済額 / 20% 負担金
金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。	金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合には年0.45~1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の一部又は全額補給を実施しています。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率 (下段は特殊料率)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

- 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース(略称CRD)のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
- 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。
※上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
※CRDは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
※貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、一律1.15%(責任共有対象外の場合1.35%)の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率}$$

<分割返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2回 ~ 6回	0.70
7回 ~ 12回	0.65
13回 ~ 24回	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な保証制度一覧 (秋田県制度)

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和4年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関 ※②	備考	
中小企業振興資金	一般資金	1億円	振興固定	運転設備 7年 10年	1.95	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	借入から完済まで借入利率が一定となります。	
			振興変動	運転設備 10年 15年	1.70 (※⑤)			1.55以内 (※②)	借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
	SDGs推進枠	固定 変動	運転設備 7年 10年	1.75	経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「コースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー登録制度」、「秋田県健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」のいずれかを取得している企業が対象となります。				
	小規模事業振興資金	マル小	(県小口と合算で) 2,000万円	運転設備 7年 10年	1.95	0.45以内 (※③)		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。	
	流動資産融資保証	県ABL	1億円	1年 (更新可)	1.60	0.68以内		在庫または売掛債権のみ	在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。
中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0	原則不要	災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明が必要です。)		
経営安定資金	経営安定資金(通常枠)	8,000万円	受注減	10年	1.55	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上	
			連倒					1.55以内 (※③)	倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。
	経営力強化枠	経営力強化	2億円	運転設備 5年 7年	1.55	1.40以内		外部の専門家のサポートを受けながら経営力強化に取り組みられる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。	
	借換枠	借換	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内		既存の緊急経済対策枠、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。	
	特別改善枠	経営安定再生	8,000万円 5,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※②)		中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。	
	新型コロナウイルス感染症対策枠	経営安定 コロナ対策	8,000万円	10年	1.35 (※⑧)	1.40以内 (※⑨)		原則不要	商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。
	秋田県伴走支援型特別保証(ウィズ・アフターコロナ枠)	県伴走特別	6,000万円	10年	1.55	1.15以内 (※⑩)		必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を支援します。
	秋田県事業再生計画実施関連保証<感染症対策型>(事業再生枠)	県改善サポ感染	2億8千万円	15年	1.75	0.2		必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
	事業革新資金	新事業事業革新	1億円 (※⑭)	10年	1.30	0.60以内		必要に応じ	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農工商応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方
	事業革新資金賃金水準向上枠	事業革新(賃金向上)	2億円			0			上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。
事業承継資金	秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円 (※⑥)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ	次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方	
	秋田県事業承継資金融資特別保証(経営者保証特別枠)	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。	
	秋田県経営承継借換資金融資制度(経営者保証特別枠)	県経営承継	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業者について、その会社の経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率の引き下げます。	
その他	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円			1.07以内		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。	
	再生可能エネルギー導入支援資金	エネルギー支援	2億8千万円	15年	1.30	1.55以内 (※④)		発電事業を行う方の必要資金を支援します。	
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内		異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。	
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内		農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)	
	賃金水準向上資金融資保証(中小企業特定社債保証)	賃金水準向上(社債)	5億6千万円 (※⑪)	2年~7年	金融機関所定	0	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要	適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。	
責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県小口	2,000万円 (※⑬)	運転設備 7年 10年	1.75	0.50以内	原則不要	従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。	
	秋田県創業支援資金	県創業関連 県創業等関連	3,500万円	10年	1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.60以内	不要	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。	
			女性・若者支援枠						2,500万円
秋田県再建企業金特別融資資金	県再起	3,500万円 (※⑦)	10年	金融機関所定	0.70以内	不要	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。		
	県事業再生	1億円	1年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ	法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。		

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号~4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。
 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ セーフティネット5号・7号認定を併用する場合の保証料率は、0.76%となります。 ※⑤ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑥ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑦ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。 ※⑧ セーフティネット保証4号に該当する場合は、▲0.2ポイントとなります。 ※⑨ セーフティネット保証を併用する場合は保証料率は0%となります。 ※⑩ セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を併用する場合又はセーフティネット5号(売上高等の減少を要因とするものに限る)を併用する場合で減少率が15%以上または最近1ヵ月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算書の月平均売上高等と比較して15%以上減少している場合は、保証料率が0.2%となります。 ※⑪ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑫ 「賃金水準向上(社債)」は、秋田県信用組合、北日本銀行、あすか信用組合を除く金融機関、「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※⑬ 既存の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以内が上限となります。 ※⑭ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。

主な保証制度一覧 (秋田県制度・ピックアップ)

秋田県貸金水準向上資金融資保証 (中小企業特定社債保証)

生産性の改善や規模拡大により、貸金水準の向上に取り組もうとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴
 ○2年から7年後の一括返済が可能です。
 ○県から信用保証料の全額補給が受けられます。
 ○計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。
 ※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
利用要件チェック
 次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

<適債基準>

項目	純資産の額		
	5千万円以上 3億円未満 (1)	3億円以上 5億円未満 (2)	5億円以上 (3)
① 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
② 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
④ インタレスト・カバーレージ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

発行限度額	5億6千万円
保証期間	2年以上7年以内
発行利率	金融機関所定
保証料率	0% (全額県補給)
資金用途	事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

秋田県伴走支援型特別保証 (ウィズ・アフターコロナ枠)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図るための制度です。

本制度の特徴
 ○国から一部信用保証料の補助が受けられます。
 ○金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下のいずれかの要件に該当する方がご利用できます。
利用要件チェック
 (1) セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を受けた方
 (2) セーフティネット5号(売上高等の減少を要因とするものに限る)の認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること
 ①売上高等減少率が15%以上であること
 ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
 (3) 次のいずれかに該当すること
 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
 ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

借入限度額	6,000万円
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)
借入利率	1.55%
保証料率	(1)(2)0.2% (3)1.15%以下
資金用途	(1)(2)経営の安定に必要な資金 (3)事業に必要な資金

秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の財務要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。また、事業承継に係る計画及び財務内容等の経営状況について経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、借入利率が優遇されます。

本制度の特徴
 ○経営者保証を不要とすることができる。
 ○既存の借入金(経営者保証あり)について、本制度(経営者保証なし)で借り換えが可能。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
利用要件チェック
 ①これから事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、3年経過していない方
 ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること

借入限度額	2億円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
借入利率	1.30%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、1.10%)
保証料率	0%(全額県補給)
資金用途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済の方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和4年4月1日現在

主な保証制度一覧 (国制度・協会制度)

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率(%)	保証料率(企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考	
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	継続短期	100万円以上 5,000千万円以内	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
	経営相談付長期設備資金	順風満帆	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年	1.80以内	必要に応じ			SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。
	当座貸越根保証	当貸	2億8千万円	2年 (更新可)	1.62以内	原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。	
	事業者カードローン	カード	2,000万円					金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。	
	小規模企業者カードローン	カードmini	一般枠：300万円 創業者枠：100万円	運転10年 設備15年	1.90以内	原則不要	約束手締結金融機関	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達を支援します。	
	経営承継関連保証	経営承継	2億8千万円					事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)	
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円					事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)	
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円					他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)	
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円	10年	1.15以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)	
	事業承継特別保証	承継特別	2億8千万円					事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。	
	経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円					経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料を引下げます。	
	事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円	15年	1.15	必要に応じ	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。		
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	10年	1.90以内	原則不要	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達を支援します。		
	伴走支援型特別保証	伴走特別	6,000万円	15年	1.15以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を支援します。	
	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	改善サポ感染	2億8,000万円					新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援します。	
流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1年 (更新可)	0.68以内	在庫または売掛債権のみ	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。			

主な保証制度一覧 (市町村制度)

① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

令和4年4月1日現在

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
男鹿市	マル男		1,500万円		
湯川市	マル湯		2,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八		1,000万円		
井川町	マル井	1,000万円	10年	1.75	
大館市	マル大	2,000万円			
鹿角市	マル鹿	2,000万円			
北秋田市	マル北	1,500万円			
小坂町	マル小	1,000万円			
上小阿仁村	マル上	1,000万円	10年	1.75	
能代市	マル能	2,000万円			
八峰町	マル八	1,000万円			
三種町	マル三	2,000万円			
藤里町	マル藤	1,000万円			
由利本荘市	マル由	運転・設備	2,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルか		2,000万円	10年	
大仙市	マル大	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
仙北町	マル仙		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マル湯		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円		
東成瀬村	マル東	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
			2,000万円		

② 小規模事業者向けの資金

これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
 ・従業員数20名以下(商業・サービス業の場合は5名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)	
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55	
男鹿市	マル男小		1,500万円			
湯川市	マル湯小		1,250万円			
五城目町	マル五小		1,000万円			
八郎潟町	マル八小		1,000万円			
井川町	マル井小	1,000万円	10年	1.55		
大館市	マル大小	1,250万円				
鹿角市	マル鹿小	2,000万円				
能代市	マル能小	2,000万円				
八峰町	マル八小	1,000万円				
三種町	マル三小	2,000万円	10年	1.55		
藤里町	マル藤小	1,000万円				
由利本荘市	マル由小	運転・設備			2,000万円	7年
にかほ市	マルか小				2,000万円	10年
大仙市	マル大小	運転・設備			1,250万円	10年
仙北町	マル仙小		1,250万円			
美郷町	マル美小		1,250万円			
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55	
湯沢市	マル湯小		2,000万円			
羽後町	マル羽小		2,000万円			
東成瀬村	マル東小	運転・設備	1,000万円	10年	1.55	
			2,000万円			

③ 創業者向けの資金

これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
 ・不動産取得に係る資金は対象外となります。(秋田市を除く)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル市無		500万円		
男鹿市	マル男創		1,000万円		
五城目町	マル五創		1,000万円		
八郎潟町	マル八創		1,000万円		
井川町	マル井創		1,000万円		
大館市	マル大創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿創		1,000万円		
小坂町	マル小創		1,000万円		
能代市	マル能創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
八峰町	マル八創		1,000万円		
三種町	マル三創		2,000万円		
藤里町	マル藤創		1,000万円		
にかほ市	マルか創	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル大創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
仙北町	マル仙創		1,000万円		
美郷町	マル美創		1,000万円		
横手市	マル横創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係る費用は当協会が負担いたしますので、お客様は無料※でご利用いただけます。令和3年度は91企業にご利用いただきました。

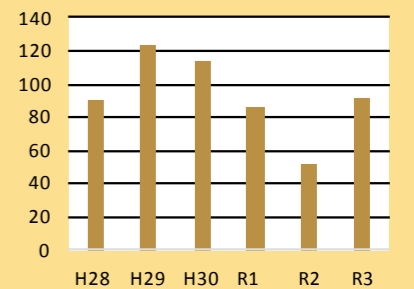
ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があったと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

※派遣回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。



対象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方
派遣回数	最大7回
謝金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費・宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します(ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	100社(予定)

利用企業数推移 (社/者)



経営診断サービスの提供

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consulting Support System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、令和3年度は524企業に資料を提供しました。



創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会の創業支援担当職員が、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

令和3年度の創業者向け保証制度の実績は利用企業者223社、保証承諾額1,505百万円となりました。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行います。

令和3年11月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている創業者に対し、フォローアップの一環として737社にダイレクトメールを発送し、金融・経営相談に対応いたしました。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

創業のための準備、創業に関する保証制度や関係機関の補助金等の情報をご提供します。

◆起業塾への職員派遣

関係機関が主催する創業者向けのセミナー等に創業支援担当職員が出席し、創業者向け保証制度についてなど説明を行っております。

◆起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安感解消や人脈形成のお手伝いとして、企業者同士の交流の場をご提供します。



事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化していることから、事業承継をお考えのお客様に対して様々な支援を行います。

◆秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の利用推進

円滑な事業承継を支援するため、一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』を令和2年4月1日に創設しております。令和3年度の実績は利用企業者18社、保証承諾額920百万円となりました。

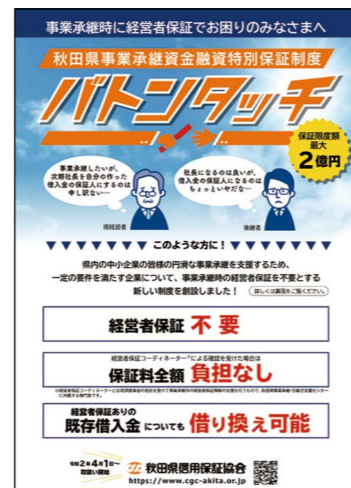
また、当協会の顧客データを基に、『バトンタッチ』の財務要件を満たす478企業に対してダイレクトメールを発送し、同制度の周知を行いました。

◆ニーズに応じた保証制度の利用

企業間買収（M&A）のための経営承継準備関連保証や従業員等による企業買収（EBO）など、様々な事業形態に応じてご利用できる特別保証制度をご用意しております。

◆関係機関との連携強化

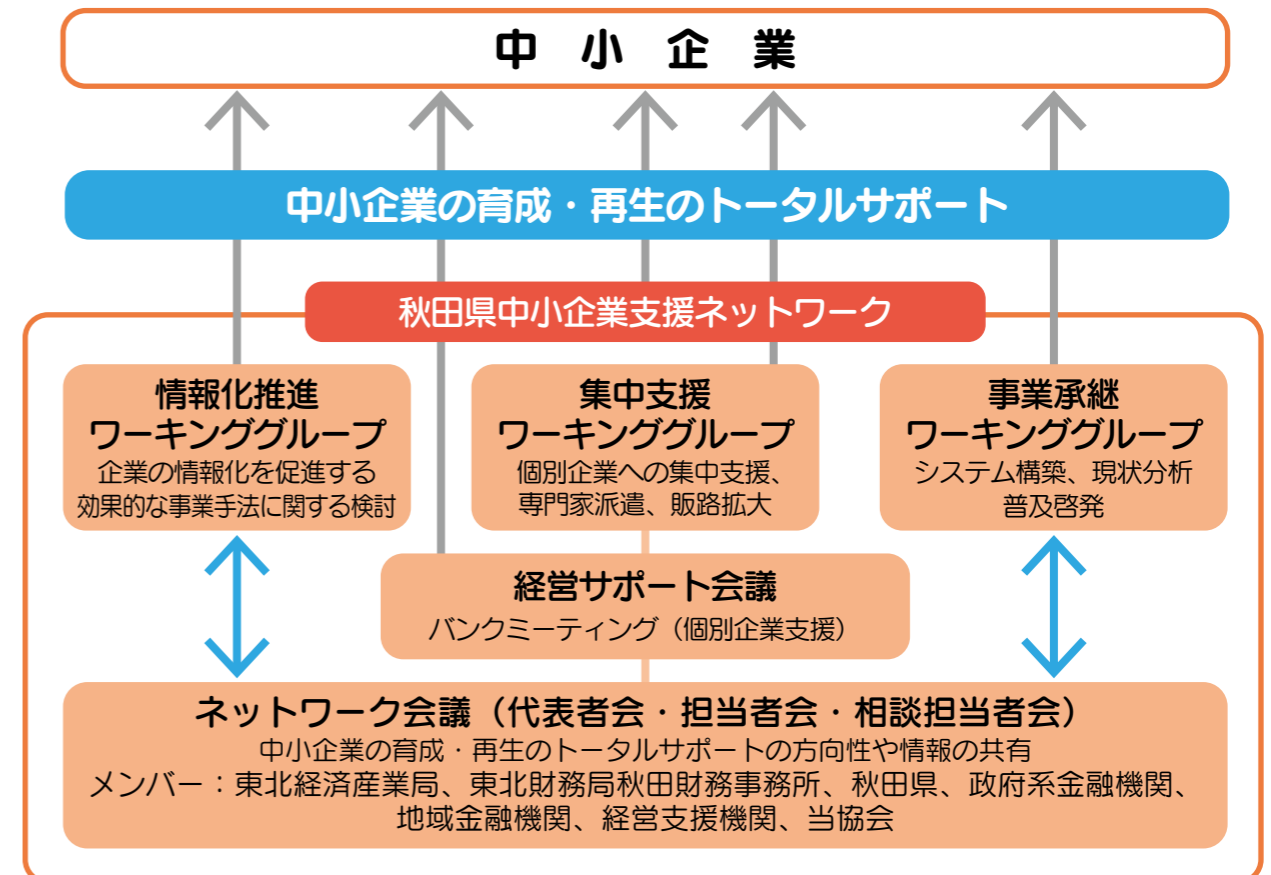
金融機関と連携し、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、必要に応じて事業承継相談機関等へ斡旋を行います。



関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。



※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議（バンクミーティング含む）については、当協会が事務局を担当しています。
令和3年度開催回数 経営サポート会議 82回 集中支援ワーキンググループ会議 32企業支援

相談窓口メニュー

当協会では、下記の様々な相談窓口を設けて対応しております。お近くの協会窓口または当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。（お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください）

資金繰り相談	金融機関紹介相談	事業計画 経営計画 策定支援	経営診断サービス	ICT・情報化	デザイン 知的財産	商談会 展示会
--------	----------	----------------------	----------	---------	--------------	------------

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業・小規模事業者の皆様への資金繰り支援として、県・市町村と連携して金融支援を行ってきました。特に、令和4年1月から3月の3か月間は「秋田県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠」を3年間無利子で取扱うなど、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆様への迅速な金融支援に全力で取り組みました。

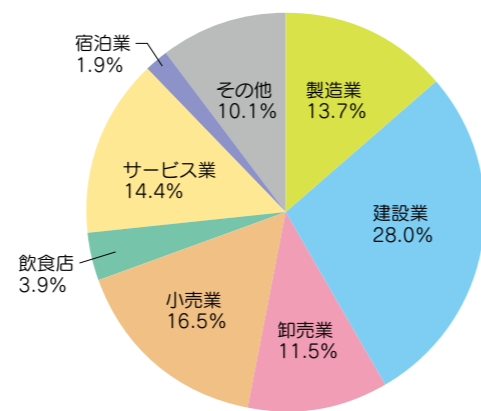
● 令和3年度の新型コロナウイルス感染症関連資金の保証実績 (単位: 件、百万円)

制度名	承諾件数	承諾額
秋田県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠	2,143	46,673
秋田県危機関連融資	696	8,712
秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資	200	3,423
秋田県経営安定資金危機対策特別枠	22	566
市町村制度 (コロナ対策関連)	220	658
その他 (セーフティネット保証、危機関連保証認定を利用したもの)	96	1,318
合計	3,377	61,350

新型コロナウイルス感染症対策資金の保証承諾実績は、令和3年度全体の保証実績の70.7%を占めております。

● 新型コロナウイルス感染症関連資金の業種別保証実績

業種名	承諾額 (百万円)
製造業	8,377
建設業	17,206
卸売業	7,034
小売業	10,096
飲食業	2,388
サービス業	8,837
宿泊業	1,192
その他	6,220
合計	61,350



令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や資金繰りが厳しい状況である中小・小規模事業者の皆様への支援に全力で取り組んで参ります。

創立70周年

当協会は令和3年8月1日に創立70周年を迎えました。創立70周年を記念し、次の取組を行いました。

● SDG s に関する取り組み

当協会が行っている県内中小企業に対する力強い金融支援や実効性の高い経営支援サービスの実現に向けた取り組みは、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDG s)の目標達成につながるものであることから令和3年8月24日に「秋田県信用保証協会SDG s宣言」を行いました。

【当協会が掲げるSDG s 目標9項目】



● SDG s 関連制度の創設

令和3年9月1日にSDG s に資する取り組みを行う中小企業者を支援する「継続型短期融資保証制度(SDG s型)」を創設し取扱いを開始いたしました。

令和3年度は13企業にご利用いただき、保証金額216百万円の利用実績となりました。

また、令和4年4月1日には、「秋田県中小企業振興資金(SDG s推進枠)」を創設し、秋田県SDG s パートナー登録制度等を行っている企業の支援を行っております。



● 70周年記念ロゴ・ノベルティの作成

70周年を迎えられたことに感謝し、記念ロゴ及びノベルティを作成いたしました。70周年記念ロゴは、「70周年の感謝」と、「中小企業者がこれからも右肩上がりに事業が発展しますように」との思いを込めて作成いたしました。

新型コロナウイルス感染症や原材料等の高騰等中小企業を取り巻く環境は、厳しくなっておりますが、今後も中小企業に寄り添った金融支援・経営支援に尽力して参ります。



エコバック



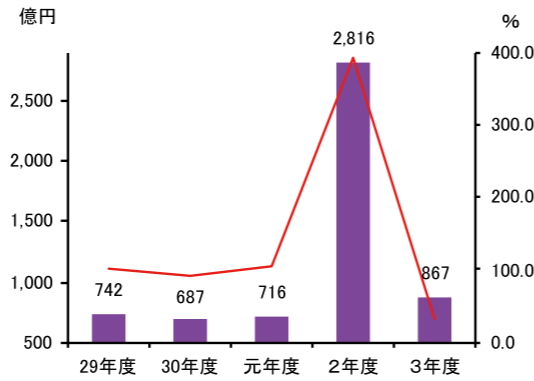
クリアファイル

令和3年度業務実績

事業概況 (過去5年間)

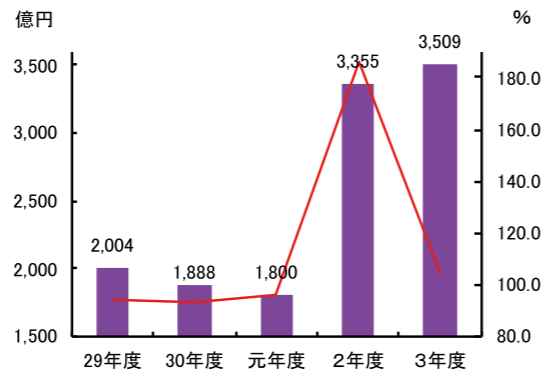
保証承諾 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
29年度	8,109	74,179	100.7
30年度	8,345	68,689	92.6
元年度	7,877	71,630	104.3
2年度	19,991	281,562	393.1
3年度	6,369	86,727	30.8



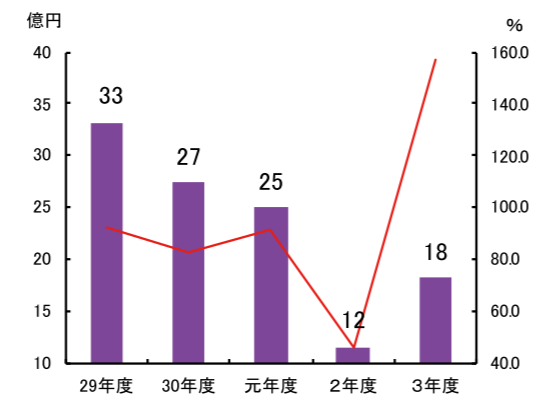
保証残高 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
29年度	27,652	200,370	94.0
30年度	26,656	188,788	93.2
元年度	26,032	180,044	96.4
2年度	31,747	335,499	186.3
3年度	31,656	350,889	104.6



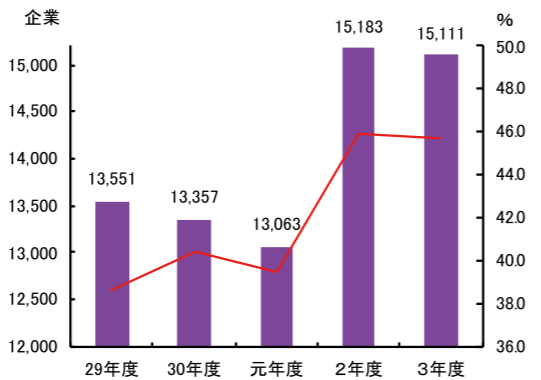
代位弁済 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
29年度	419	3,314	92.0
30年度	332	2,737	82.6
元年度	362	2,507	91.6
2年度	157	1,158	46.2
3年度	190	1,821	157.2



保証利用企業数 (単位:企業、%)

年度	企業数	増減数	※利用度
29年度	13,551	-77	38.6
30年度	13,357	-194	40.4
元年度	13,063	-294	39.5
2年度	15,183	2,120	45.9
3年度	15,111	-72	45.7



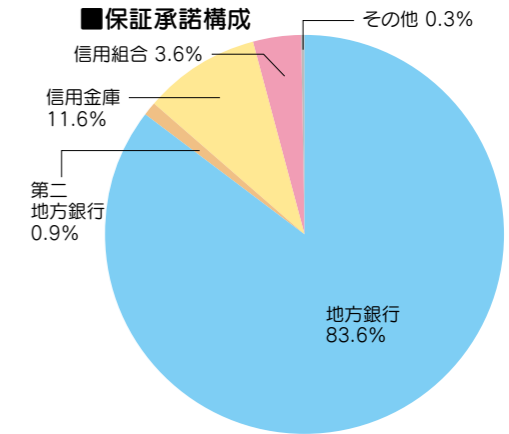
※利用度:保証利用企業数÷中小企業者数 (2020年版中小企業白書付属統計資料)

■ 金額、企業数 — 前年比、利用度

令和3年度金融機関別保証状況

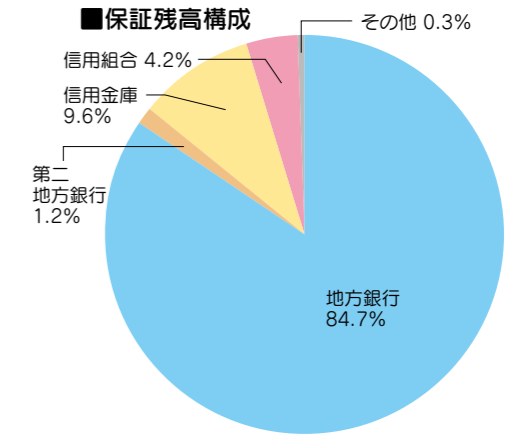
保証承諾 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	4,767	72,538	30.2
第二地方銀行	79	796	21.6
信用金庫	1,115	10,022	37.8
信用組合	396	3,103	28.2
その他	12	268	102.8
合計	6,369	86,727	30.8



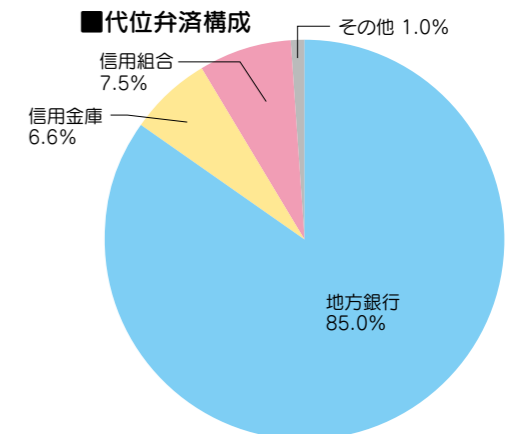
保証残高 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	24,617	297,072	104.6
第二地方銀行	369	4,256	97.9
信用金庫	4,689	33,751	107.4
信用組合	1,885	14,602	102.6
その他	96	1,208	83.5
合計	31,656	350,889	104.6



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	146	1,547	165.2
第二地方銀行	0	0	-
信用金庫	23	120	117.4
信用組合	19	136	371.8
その他	2	18	25.4
合計	190	1,821	157.2

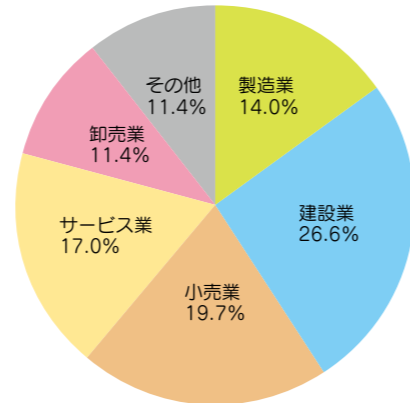


令和3年度業種別保証状況

保証承諾 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		799	12,166	28.3
建設業		1,702	23,027	31.7
小売業		1,646	17,072	30.0
サービス業		1,130	14,701	28.8
卸売業		473	9,857	34.2
その他		619	9,904	33.8
合計		6,369	86,727	30.8

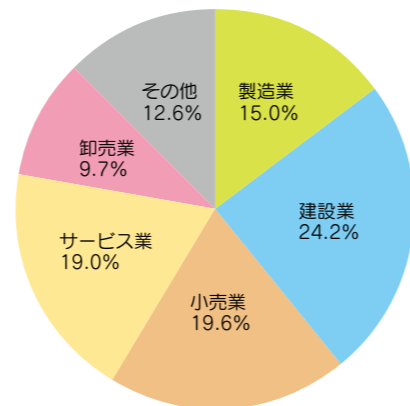
■保証承諾構成比



保証残高 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		4,182	52,492	102.7
建設業		7,991	84,799	103.0
小売業		7,917	68,634	106.5
サービス業		6,060	66,838	107.2
卸売業		2,205	33,997	105.8
その他		3,301	44,129	102.4
合計		31,656	350,889	104.6

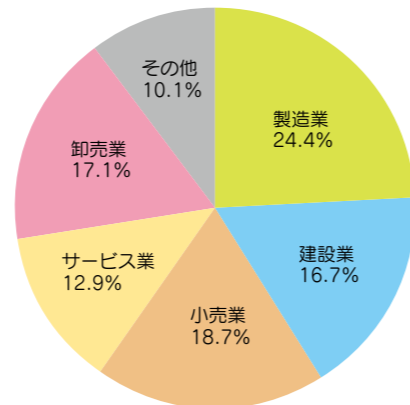
■保証残高構成比



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		41	445	94.1
建設業		33	305	299.1
小売業		61	340	152.4
サービス業		20	235	131.0
卸売業		23	312	184.2
その他		12	184	1598.2
合計		190	1,821	157.2

■代位弁済構成比

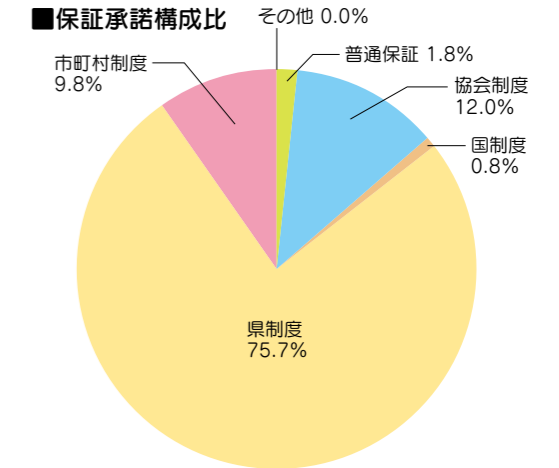


令和3年度制度別保証状況

保証承諾 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		51	1,547	76.8
協会制度		1,358	10,366	91.7
国制度		17	652	55.1
県制度		3,481	65,653	26.0
市町村制度		1,462	8,509	57.2
その他		0	0	-
合計		6,369	86,727	30.8

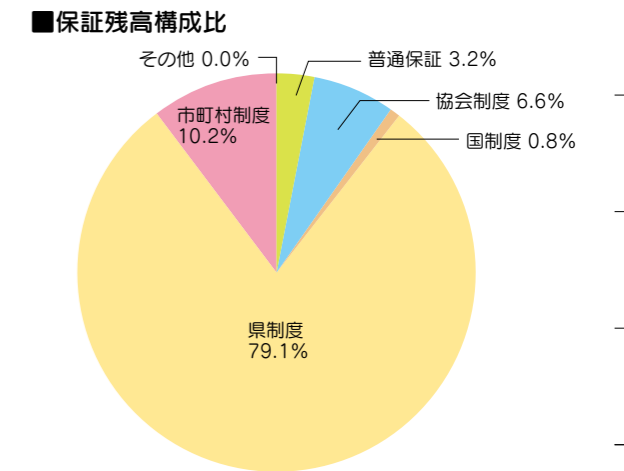
■保証承諾構成比



保証残高 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		525	11,339	88.3
協会制度		3,143	23,257	85.9
国制度		110	2,822	100.3
県制度		19,777	277,705	110.1
市町村制度		8,101	35,766	88.5
その他		0	0	-
合計		31,656	350,889	104.6

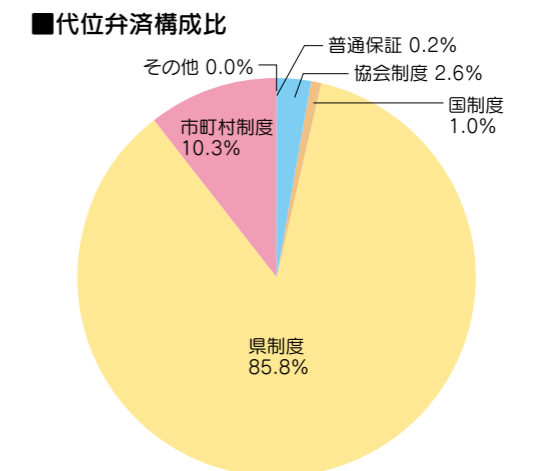
■保証残高構成比



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		1	4	3.3
協会制度		16	48	88.6
国制度		3	19	36.4
県制度		134	1,563	232.7
市町村制度		36	187	69.5
その他		0	0	0.0
合計		190	1,821	157.2

■代位弁済構成比



信用保証協会
とは、
プロフィール
秋田県信用
保証協会
役員・組織図
信用補完
制度について
信用保証の
利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
(秋田県制度)
主な保証制度
(国制度・協同制度)
主な保証制度
(市町村制度)
企業支援の
ための
取り組み
新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み
創立70周年
令和3年度
業務実績
令和3年度
決算報告
令和4年度
経営計画に
ついて
個人情報の
保護について
コンプライアンス
について

信用保証協会
とは、
プロフィール
秋田県信用
保証協会
役員・組織図
信用補完
制度について
信用保証の
利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
(秋田県制度)
主な保証制度
(国制度・協同制度)
主な保証制度
(市町村制度)
企業支援の
ための
取り組み
新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み
創立70周年
令和3年度
業務実績
令和3年度
決算報告
令和4年度
経営計画に
ついて
個人情報の
保護について
コンプライアンス
について

令和3年度市郡別保証状況

(単位:件、百万円、%)

項目 地域	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	1,960	27,320	27.2	10,635	123,652	104.3	84	777	242.7
男鹿市	156	2,187	30.6	799	9,142	99.8	12	159	-
潟上市	197	2,676	36.1	963	9,737	104.0	3	5	84.8
南秋田郡	115	1,654	37.2	541	5,305	104.0	3	9	52.0
大館市	428	6,948	32.9	2,386	27,571	106.3	13	31	23.1
鹿角市	185	2,218	29.8	901	10,062	101.7	0	0	-
北秋田市	218	2,541	38.6	844	8,580	109.6	0	0	-
鹿角郡	20	602	62.9	95	1,435	121.1	0	0	-
北秋田郡	12	98	18.2	67	671	93.2	0	0	-
能代市	385	5,875	36.8	1,641	19,537	106.3	15	222	189.5
山本郡	98	1,323	24.0	611	6,123	101.7	0	0	-
由利本荘市	536	5,113	34.3	2,219	17,843	102.4	11	93	151.2
にかほ市	158	1,751	26.0	938	9,616	93.6	4	26	589.5
大仙市	514	6,631	37.1	2,504	24,532	106.0	6	105	1656.0
仙北市	180	1,977	26.4	940	9,458	97.6	16	194	706.4
仙北郡	101	964	26.9	445	4,218	97.2	0	0	-
横手市	692	10,045	30.6	3,195	39,010	108.5	15	117	62.7
湯沢市	273	3,961	27.7	1,372	16,051	101.6	8	83	72.4
雄勝郡	94	1,340	34.1	367	3,943	118.9	0	0	-
県外	47	1,502	60.9	193	4,404	128.6	0	0	-
合計	6,369	86,727	30.8	31,656	350,889	104.6	190	1,821	157.2

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする保証の取扱いを行っております。令和3年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

	令和3年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	6,369
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	2,674
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	42.0%

	令和3年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	239

	令和3年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	3

	令和3年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	40
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	168
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	277
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0
⑩ ⑥～⑨の合計	485

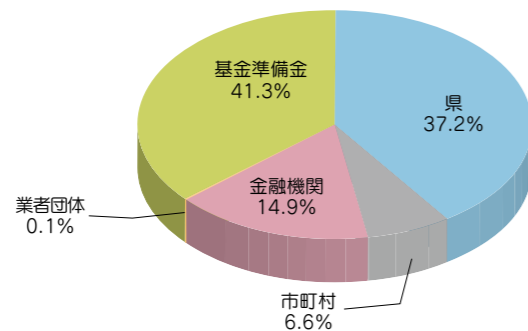
令和3年度決算報告

貸借対照表 (R4.3.31現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	18,488,147
預け金	11,090,557	基金	10,847,937
普通預金	201,169	基金準備金	7,640,211
定期預金	10,880,000	制度改革促進基金	0
郵便貯金	9,387	収支差額変動準備金	5,378,397
有価証券	22,629,352	責任準備金	2,106,028
地方債	10,297,450	求償権償却準備金	192,373
社債	12,328,902	退職給与引当金	449,743
株式	3,000	損失補償金	3,871,942
ファンド出資	6,978	保証債務	350,888,962
動産・不動産	345,200	借入金	0
損失補償金見返	3,871,942	短期・長期借入金	0
保証債務見返	350,888,962	収支差額変動準備金造成資金	0
求償権	584,025	雑勘定	8,826,975
雑勘定	785,553	仮受金	3,713
仮払金	429	保険納付金	51,800
厚生基金	94,085	損失補償納付金	12,000
連合会勘定	0	未経過保証料	8,754,916
未収利息	46,015	未払保険料	2,976
未経過保険料	645,023	未払費用	1,571
合計	390,202,567	合計	390,202,567

基本財産の状況 (出資先構成割合) ※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。



令和3年度貸借対照表

(単位:百万円)

借方	貸方
現金預金	11,091
有価証券	22,629
ファンド出資	7
動産・不動産	345
求償権	584
雑勘定 (※うち未経過保険料)	786 (645)
保証債務見返	350,889
損失補償金見返	3,872
基本財産	18,488
収支差額変動準備金	5,378
責任準備金	2,106
求償権償却準備金	192
退職給与引当金	450
雑勘定 (※うち未経過保証料)	8,827 (8,755)
保証債務	350,889
損失補償金	3,872

株式会社の資本金に相当するもので、基金と基金準備金で構成されています。基金の出資先は県・市町村、金融機関等です。基金準備金は株式会社の繰越利益に相当するもので、過去の収支差額の累計です。

収支差額に欠損が生じたとき、または急激な保証増加により基本財産の増強が必要になった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備えるため積み立てしており、貸倒引当金に相当します。

資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって、一定の割合額を積み立てています。

未経過保証料とは受領した信用保証料のうち、当年度決算期に入らない翌事業年度以降にかかる分を計上しており、前受金に相当します。

代位弁済の支払準備資産等として地方債や安全な社債等を保有しています。

ここに計上している求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却(回収困難なもの、日本政策金融公庫から受領した保険金及び連合会や地交体から受領した損失補償金相当額等)を控除したものです。

未経過保険料とは当年度に日本政策金融公庫に支払った信用保証料のうち、翌事業年度にかかる分を計上しており、前払金に相当します。

※以下の科目を資産と負債を同額計上しています

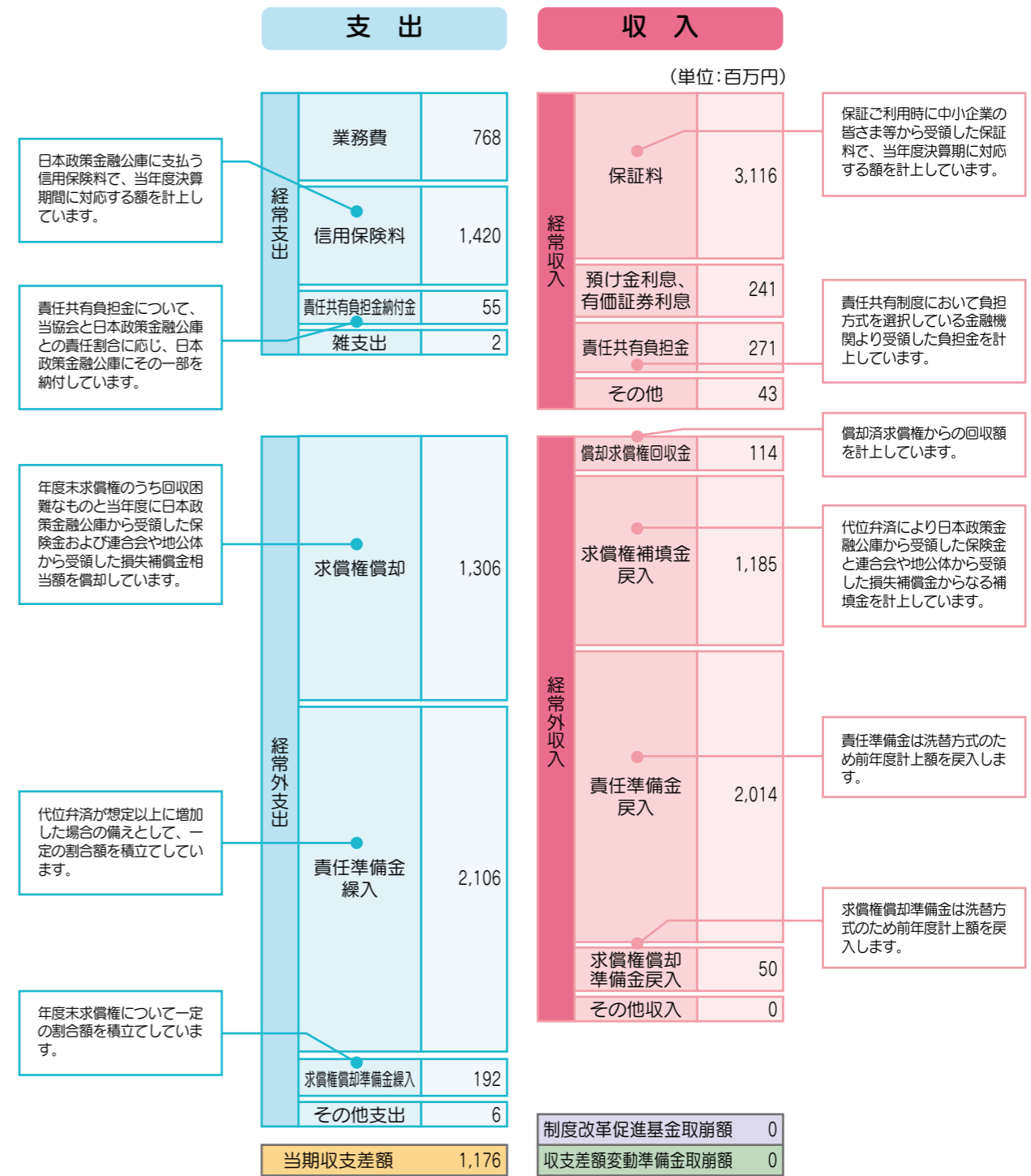
信用保証協会
秋田県信用保証協会
役員・組織図
信用補完
信用保証の
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
主な保証制度
主な保証制度
主な保証制度
企業支援の
取り組み
新型コロナウイルス
創立70周年
令和3年度
業務実績
令和3年度
決算報告
令和4年度
経営計画に
個人情報
保護について
コンプライアンス

収支計算書 (R3.4.1~R4.3.31)

(単位:千円)

支 出		収 入	
経常支出	2,245,284	経常収入	3,670,895
業 務 費	768,439	保 証 料	3,116,491
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	5,802
信 用 保 険 料	1,420,190	有価証券利息・配当金	234,894
責任共有負担金納付金	54,574	延 滞 保 証 料	2,371
雑 支 出	2,081	損 害 金	22,092
		事 務 補 助 金	5,896
		責 任 共 有 負 担 金	271,016
経常収支差額	1,425,611	雑 収 入	12,333
経常外支出	3,612,805	経常外収入	3,362,746
求 償 権 償 却	1,305,900	償却求償権回収金	113,718
補 填 金 償 却	1,185,308	責 任 準 備 金 戻 入	2,013,793
自 己 償 却	120,592	求償権償却準備金戻入	49,886
雑 勘 定 償 却	900	求償権補填金戻入	1,185,308
退 職 金	1,326	保 険 金	1,116,213
責 任 準 備 金 繰 入	2,106,028	損 失 補 償 補 填 金	69,095
求償権償却準備金繰入	192,373	補 助 金	0
そ の 他 支 出	6,278	そ の 他 収 入	40
経常外収支差額	-250,059		
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	1,175,553	収支差額変動準備金取崩額	0

令和3年度収支計算書



令和3年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和3年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

令和4年度 経営計画について

1. 業務環境

1 秋田県の経済情勢

秋田県内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の再拡大や原材料価格の高騰などの影響から、持ち直しのペースが鈍化しています。中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）にあっては、これまで政府や自治体の経済対策等に支えられ倒産は落ち着いて推移していますが、業績に直接結びつく各種イベントや行事の中止など経済活動の停滞から、疲弊した企業の倒産増加が懸念されています。

2 秋田県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

秋田県における新型コロナの感染状況は、全国に比べ低く抑えられているものの、感染の長期化が中小企業の経営に売上不振や過剰債務など様々な影響を与えています。また、本県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による人手不足、後継者の不在等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関は、コロナ禍においても中小企業が経営改善等への取り組みを推進していくため、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に全力を尽くすことが必要になっています。

2. 業務運営方針

令和4年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業への金融支援はもとより、創業支援強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援が実施できるよう全力で取り組めます。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能の発揮に努めるとともに、職員研修をより一層充実させるなど各自のスキルアップにも取り組めます。さらに、令和3年8月に行ったSDGs宣言に基づき、地域や社会への貢献にも引き続き真摯に取り組めます。

- 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 適正保証の推進
- 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- 効果的な経営支援の実施

3. 重点課題

1 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施

①政策保証の利用推進

新型コロナウイルスの影響に加え原材料価格の高騰などにより資金繰りに支障が出ている中小企業に対して、国・県・市町村の施策に呼応し、「伴走支援型特別保証」や「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」などの政策保証を積極的に活用した力強い金融支援の実施に努めます。

2 適正保証の推進

3 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施

②ニーズに応じた的確な金融支援の実施

中小企業の置かれている状況に応じた資金需要を的確に捉え、事業の維持・発展並びに安定的な資金調達や経営改善・生産性向上への取組を支援します。

③保証利用の裾野拡大を通じた中小企業の事業維持・発展に向けた取組

令和2年5月以降、当協会では国・県・市町村との連携により、これまでに例のない実質無利子・無担保融資制度の資金を供給してきましたが（令和3年度末で終了）、利用実績は未だ県内中小企業の3割程度に留まっています。令和4年度は当協会未利用企業への情報提供に注力し、当該中小企業の事業維持・発展に信用保証を通じ貢献できるよう取り組みます。

④保証利用の利便性向上

事前協議や保証申込手続きのデジタル化とともに、ペーパーレス、押印レスなどの手続きの簡素化も推し進め、中小企業や金融機関など保証利用者の目線に立った業務改善への取組を通じて、保証利用の利便性向上や利用者負担の軽減に努めます。

①面談や現地調査等による事業性・将来性に着目した保証審査の推進

中小企業の実態把握に向け、書面調査に留まらず面談や現地調査に取り組み、事業性・将来性を評価することで信用力を発揮し、積極的に信用供与を行います。

②保証付き融資とプロパー融資の柔軟な組み合わせによるリスク分担への取組

金融機関と連携して中小企業の安定的な資金調達や経営改善等への取組を支援します。また、これまでも増して金融機関との強固な関係を構築するため、日常的に金融機関との対話を重ね、適切なリスク分担による金融支援と効果的な経営支援の提供に取り組めます。

③経営者保証に関するガイドラインの普及に向けた取組

経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、金融機関との連携を密にし、経営者保証に依存しない「財務要件型無保証人保証制度」などの活用を促進するとともに、「事業承継特別保証制度」などを活用し、経営者保証の解除にも取り組みます。

①モニタリング・フォローアップの強化

新型コロナ対策資金利用先への積極的なモニタリング・フォローアップにより、当該企業との課題共有に努め、追加の金融支援や返済条件緩和、効果的な経営支援などをタイムリーに実施していきます。

②新型コロナの影響で返済緩和を要する中小企業への支援強化

業況改善に時間を要する先については、支援機関と連携し経営改善計画の策定や、必要に応じて返済条件の緩和措置を講じ企業維持を支援します。

③業態転換や新分野進出等に取り組む企業への支援強化

外部環境の変化を受け、業態転換や新分野進出などによる事業再構築を目指す中小企業に対し、必要とする資金を積極的に供給するとともに、取組事例や当協会及び関係機関による支援情報等を提供します。

4 効果的な経営支援の実施

① 専門家派遣事業の充実

中小企業との課題の共有に努め、協会内の中小企業診断士及び経営アドバイザーがその解決に適した専門家とのマッチングを行うことで、より効果的な専門家派遣事業の実施に努めます。

② 協会内の中小企業診断士による経営改善支援

各現課と本部に配置する中小企業診断士とが連携して、中小企業の事業精査や経営改善計画策定について一定期間集中した支援を実施します。

③ 支援機関との協働

中小企業の支援ニーズに沿って支援機関への相談斡旋を行うとともに、支援機関との協働により、金融支援を活かす効果的な経営支援を実施します。

④ アフターコロナを見据えた経営支援の充実

経営支援の効果を高めていくため、これまで蓄積した経営支援に関するデータを分析し、定量的な効果検証を行うための準備や試行を進めます。

5 地域創生等への貢献

① 創業者等への支援強化

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させ、リスク低減を図りながら後押ししていきます。また、創業保証利用者へのフォローアップを充実させ、課題を抱える先には専門家派遣等の経営支援を行うなど、創業期から成長期へと中小企業のライフステージのステップアップを後押しします。

② 事業承継支援の強化

中小企業の事業承継を円滑に進めるため、事業承継特別保証制度の対象見込先に対して積極的な情報提供を行い、制度融資の周知に努めます。また、金融機関や秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等と企業情報を共有し事業承継支援を強化していきます。

③ SDGs に資する取組の推進

信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、地域経済の活力ある発展に貢献していきます。

6 活気ある保証協会の実現

① デジタル技術を活用した事務の効率化への取組

限られた人的リソースで日々多様化・複雑化する中小企業支援業務に対応していくため、デジタル技術を活用した事務の効率化や働き方改革へ取り組むことで、職員が働きやすい業務環境の向上に努めます。

② 自ら考え行動する自律的な職員の育成

中小企業への効果的な支援を進めるため、様々な情報をしっかりと共有する仕組みを整えるとともに、内部研修やOJTの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、自己啓発への支援を拡充して職員個々の能力の向上を図ります。

7 コンプライアンス態勢の強化

① コンプライアンス態勢・意識の徹底

コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。また、具体的な事例紹介等を通じ、適切な業務運営の徹底を図り、役職員のより一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。

② 内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に的確に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

③ 個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図り、適正な対応に努めます。

④ ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤ 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和4年度における保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額
保証承諾	500億円
保証債務残高	3,300億円
代位弁済	45億円
実際回収	55億円

令和4年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

個人情報保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますので、ご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

- 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	秋田市旭北錦町1番47号
電 話 番 号	018-863-9011
部 署 名	監査室

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

(信用保証協会の公共性と社会的責任)

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

(質の高い信用保証サービス)

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

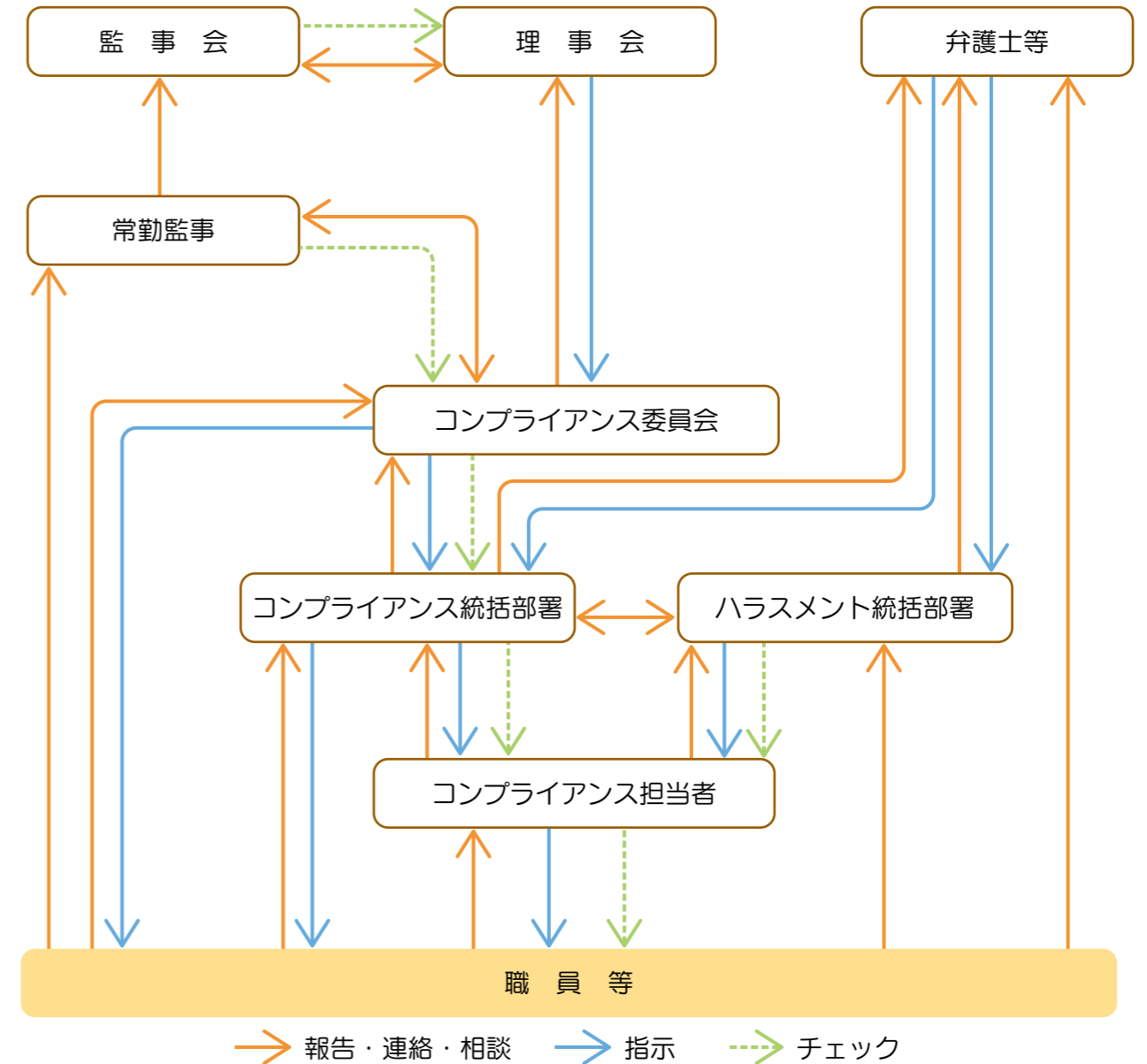
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(地域社会に対する貢献)

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



信用保証協会とは/プロフィール
秋田県信用保証協会役員組織図
信用補充制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度(秋田県制度)
主な保証制度(国制度/協賛制度)
主な保証制度(市町村制度)
企業支援のための取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
創立70周年
令和3年度業務実績
令和3年度決算報告
令和4年度経営計画について
個人情報の保護について

信用保証協会とは/プロフィール
秋田県信用保証協会役員組織図
信用補充制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度(秋田県制度)
主な保証制度(国制度/協賛制度)
主な保証制度(市町村制度)
企業支援のための取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
創立70周年
令和3年度業務実績
令和3年度決算報告
令和4年度経営計画について
個人情報の保護について